

入札公告新旧対照表

令和 8 年 10 月 9 日

宮崎県知事 河野 俊嗣

令和 8 年 9 月 24 日付けて公告した「水産研究・教育センター（仮称）管理棟建設工事に伴う仮設管理棟賃貸借」は、下記のとおり変更します。

記

修正前	修正後
4 契約条項を示す場所及び期間 (1) 場所 【略】 (2) 期間 令和 8 年 9 月 24 日から令和 8 年 10 月 13 日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 6 入札説明会 入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問は、令和 8 年 10 月 1 日正午まで受け付ける。 なお、質問に対する回答は令和 8 年 10 月 9 日までに宮崎県ホームページに掲載する。 7 入札書の提出場所、提出期間及び提出方法 (1) 提出場所 【略】 (2) 提出期間 令和 8 年 10 月 7 日から令和 8 年 10 月 13 日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (3) 提出方法 【略】	4 契約条項を示す場所及び期間 (1) 場所 【略】 (2) 期間 令和 8 年 9 月 24 日から令和 8 年 10 月 20 日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 6 入札説明会 入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問は、令和 8 年 10 月 14 日正午まで受け付ける。 なお、質問に対する回答は令和 8 年 10 月 19 日までに宮崎県ホームページに掲載する。 7 入札書の提出場所、提出期間及び提出方法 (1) 提出場所 【略】 (2) 提出期間 令和 8 年 10 月 15 日から令和 8 年 10 月 20 日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (3) 提出方法 【略】

8 開札の場所及び日時

(1) 場所

【略】

(2) 日時

令和8年10月14日 午前10時00分

8 開札の場所及び日時

(1) 場所

【略】

(2) 日時

令和8年10月21日 午前10時00分

入札説明書新旧対照表

修正前	修正後
1 入札説明会 入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問がある場合については、様式第3号による質問書に記載し、令和8年10月1日正午までに到着するよう、下記8の宛先に持参又は電子メールにより提出するものとする。なお、電子メールによった場合は、送信した後、下記8の連絡先に電話して着信したことを必ず確認すること。 質問に対する回答は、令和8年10月9日までに宮崎県ホームページに掲載する。 2 入札書の提出場所、提出期間及び提出方法 (1) 提出場所 【略】当 (2) 提出期間 令和8年10月7日から令和8年10月13日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで (3) 提出方法 【略】 ア 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び『令和8年10月14日開封「水産研究・教育センター(仮称)管理棟建設工事に伴う仮設管理棟賃貸借」の入札書在中』と朱書きしなければならない。なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮に『令和8年10月14日開封「水産研究・教育センター(仮称)管理棟建設工事に伴う仮設管理棟賃貸借」の入札書在中』と朱書きしなければならない。また、この場合についても上記(2)の提出期限を必着とする。 イ 1回目の入札書の日付は、入札書提出期間(令和8年10月7日から令和8年10月13日。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。))の日	1 入札説明会 入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問がある場合については、様式第3号による質問書に記載し、令和8年10月14日正午までに到着するよう、下記8の宛先に持参又は電子メールにより提出するものとする。なお、電子メールによった場合は、送信した後、下記8の連絡先に電話して着信したことを必ず確認すること。 質問に対する回答は、令和8年10月19日までに宮崎県ホームページに掲載する。 2 入札書の提出場所、提出期間及び提出方法 (1) 提出場所 【略】 (2) 提出期間 令和8年10月15日から令和8年10月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで (3) 提出方法 【略】 ア 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び『令和8年10月21日開封「水産研究・教育センター(仮称)管理棟建設工事に伴う仮設管理棟賃貸借」の入札書在中』と朱書きしなければならない。なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮に『令和8年10月21日開封「水産研究・教育センター(仮称)管理棟建設工事に伴う仮設管理棟賃貸借」の入札書在中』と朱書きしなければならない。また、この場合についても上記(2)の提出期限を必着とする。 イ 1回目の入札書の日付は、入札書提出期間(令和8年10月15日から令和8年10月20日。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。))の日

付を記入すること。 ウ・エ 【略】 3 開札の場所及び日時 (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 7 階 水産政策課会議室 (2) 日時 令和 8 年 10 月 14 日 午前 10 時 00 分 (3)～(5) 【略】	日付を記入すること。 ウ・エ 【略】 3 開札の場所及び日時 (1) 場所 【略】 (2) 日時 令和 8 年 10 月 21 日 午前 10 時 00 分 (3)～(5) 【略】
---	---

仕様書新旧対照表

修正前	修正後
仕 様 書	仕 様 書
4 法令遵守等 本契約は建築基準法及び消防法、その他関係法令に適合する物件を借り入れるものであり、関係所管庁等への届出、承認、許可及び検査等は受注者の責任により行うこと。県において実施済の関係法令手続きを以下に示す。 (1)・(2) 【略】 <留意事項> ① 【略】 ② 解体にあたり必要な関係官庁等への手続きは遅滞なく行うこと。 手続きに必要な協議は受注者で行い、所要の手数料等は受注者の負担とする。 ③ 建築基準法に基づく工事監理者は受注者にて選定し、当該監理者の属する建築士事務所名とともに、工事監理者等選定（変更）届出書（建築基準法施行細則様式第6号の2）に記入して、添付書類とともに県担当職員に提出すること。 ④ 設置工事完了後の引渡し検査前に、建築基準法等に基づく検査済証を県担当職員に提出すること。 ⑤ 【略】 7 室内化学物質の濃度測定 (1) 【略】 (2) 測定対象室及び測定箇所数は各室とする。 (3) 実施する場合の測定対象の化学物質及び濃度指針値（25℃の場合） ホルムアルデヒド（0.08ppm）、トルエン（0.07ppm）、キシレン（0.05ppm）、パラジクロルベンゼン（0.04ppm）、エチルベンゼン（0.88ppm）、スチレン（0.05ppm）	4 法令遵守等 本契約は建築基準法及び消防法、その他関係法令に適合する物件を借り入れるものであり、関係所管庁等への届出、承認、許可及び検査等は受注者の責任により行うこと。県において実施済の関係法令手続きを以下に示す。 (1)・(2) 【略】 <留意事項> ① 【略】 【削除】 ② 建築基準法に基づく工事監理者は県にて選定する。 ③ 建築基準法等に基づく検査に当たっては県に協力すること。 ④ 【略】 7 室内化学物質の濃度測定 (1) 【略】 (2) 測定対象室及び測定箇所数は執務室とする。 (3) 実施する場合の測定対象の化学物質及び濃度指針値（25℃の場合） ホルムアルデヒド（0.08ppm）、トルエン（0.07ppm）、キシレン（0.05ppm）、エチルベンゼン（0.88ppm）、スチレン（0.05ppm）

- ・ 測定法材料 蒸気拡散式分析法（測定バッジ）

II 引渡検査及び解体工事完了検査

- (1) 受注者は工事（仮設管理棟設置及び解体）が完了したときは、**必要な許認可手続を経たうえで**、その旨を県に通知しなければならない。
- (2)～(4) 【略】
- (5) 引き渡しに際し受注者は、完成図、維持保全に関する資料、諸官庁届出書、その他必要書類を県担当職員に提出すること。

- ・ 測定法材料 蒸気拡散式分析法（測定バッジ）

II 引渡検査及び解体工事完了検査

- (1) 受注者は工事（仮設管理棟設置及び解体）が完了したときは、その旨を県に通知しなければならない。
- (2)～(4) 【略】
- (5) 引き渡しに際し受注者は、**県が別途指示する書類**を県担当職員に提出すること。

修正後

水産研究・教育センター増養殖支場（仮）仮設管理棟建設工事
共通仮設費(積上) 明細

17

[illegible]

[illegible]

水産研究・教育センター増養殖支場（仮）仮設管理棟建設工事

工事特記仕様書

I 工事概要

1.工事場所

宮崎県延岡市熊野江町2453-11

2.敷地面積

19,757.85㎡

3.工事概要

建 物 名 称	構造	階数	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)	備考
仮設管理棟	軽量鉄骨 ﾌﾟﾚｰｽ構造	2	72.27	128.92	

上記に係る建築主体（プレハブ（リース品））工事、電気設備工事、機械設備工事

II 建築工事仕様

1 共通仕様

(1)

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下「標仕」という。)による。

(2)

電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書、標準仕様書及び標準図を適用する。

(3)

本工事の事務処理に当たっては、宮崎県総務部営繕課制定の工事事務処理要領による。

2 特記仕様

(1)

章は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2)

項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。

(3)

特記事項に記載の()内表示番号は、標仕の当該項目、当該図、当該表を示す。

(4)

関係法令の改正等により(条例を含む)、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督員と協議すること。

別表-1

設備工事との工事区分表

●印は工事範囲とする

工 事 内 容		本工事 (建築工事)	電気設備 工事	機械設備 工事
機器の基礎	電 気 関 係	配電盤 ・ 制御盤の基礎		●
		自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)	●	
		テレビアンテナ基礎(〃)	●	
		避雷針の基礎 (〃)	●	
		屋内設備		
	機 械 関 係	屋上設備 (架台、アンカーボルトを除く)	●	
		屋外設備		●
		架台、 アンカーボルト(電気及び機械関係以外)	●	
		特記した基礎(電気及び機械関係以外)	●	
		梁、床、壁		●
開 口 部	貫通スリーブ		●	
	梁、床、壁		●	
	貫通部型枠		●	
	軽量鉄骨下地、壁、天井ボード類の切込		●	
	埋込形分電盤、端子盤等の型枠		●	
	断熱材兼用型枠の切込		●	
	上記開口部の補強		●	
	上記開口部の墨出し		●	
	スリーブの穴埋め (型枠の穴埋めを含む)		●	
	0Aフロア用配線器具		●	
点 検 口	床、壁、天井	●		
外部取付カ判	ダクト、チャンパーの接続用フランジを含む	●		
湯沸室のフード		●		
換気扇の取付枠		●	●	
流 し 台	排水トラップ共	●		
防 油 堤	オイルサーピスタングの防油堤		●	
床下マンホールの蓋	タンク基礎		●	
屋外排水管	雨水	●		
汚水、雑排水			●	
雨水立管 (たてどい)		●		
手すり	多機能便所		●	
化粧鏡	上記以外	●		
はめ込形洗面器用カウンター (前板共)			●	
ガスボンベ転倒防止用の鎖			●	
電気配管配線	自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ	●		
	防火扉レリーズ		●	
	電極棒		●	
	既製間仕切壁(パネル工法)の配管及び埋込ボックス	●		
	配線ピット及びふた	●		
	別途機器などへの接続		●	
	ガス漏れ検知器		●	
	電 気 錠	電気錠及び通電金具	●	
	Y E Nキー及び制御盤		●	
	ユニットバス、ユニットバス内水栓		●	
ユニットバス換気扇		●		
ユニットバスへの給水給湯管、排水管接続		●		
洗濯機パン		●		
システム天井	ボード・Yパー	●		
	照明ライン設備プレート		●	
	空調ライン設備プレート		●	

①

各章共通事項（続き）

○ 適用基準等

建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (令和4年改定)
・ 構内舗装 ・ 排水設計基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (平成27年版)
・ 建築基準法施行令第87条に基づく風圧区分等
○ 基準風速(Vo) (34) m/s
○ 地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV
○ 積雪区分 建設省告示第1455号 別表(39)

（1.1.7）

（1.2.1）

（1.3.3）

（1.3.5）

（1.3.11）

（1.4.2）

（1.5.2）

（1.5.9）

○ 設備工事との取り合い

（1.1.7）

（1.2.1）

（1.3.3）

（1.3.5）

（1.3.11）

（1.4.2）

（1.5.2）

（1.5.9）

・ 実施工程表

（1.2.1）

（1.3.3）

（1.3.5）

（1.3.11）

（1.4.2）

（1.5.2）

（1.5.9）

○ 施工図等の取扱い

（1.3.3）

（1.3.5）

（1.3.11）

（1.4.2）

（1.5.2）

（1.5.9）

○ 電気保安技術者

（1.3.3）

（1.3.5）

（1.3.11）

（1.4.2）

（1.5.2）

（1.5.9）

○ 施工条件

（1.3.5）

（1.3.11）

（1.4.2）

（1.5.2）

（1.5.9）

○ 発生材の処理等

（1.3.11）

（1.4.2）

（1.5.2）

（1.5.9）

○ 建築材料等

（1.4.2）

（1.5.2）

（1.5.9）

・ 特別な材料の工法

（1.5.2）

（1.5.9）

○ 技能士

（1.5.2）

（1.5.9）

○ 化学物質の濃度測定

（1.5.9）

②

仮設工事

○ 監督員事務所

（2.3.1）

（2.2.4）

（3.2.3）(表3.2.1)

（3.2.5）

（3.3.3）

○ 工事用水、電力、その他

（2.2.4）

（3.3.3）

○ 建設発生土の処理

（3.2.5）

（3.3.3）

③

土工

○ 埋戻し及び盛土

（3.2.3）(表3.2.1)

（3.2.5）

（3.3.3）

④

地盤調査の結果

○ 支持地盤

（3.2.1）(4.2.4）(4.3.4、5）(4.4.4）(4.5.5、6）

（4.6.2）

（4.6.3）

（4.6.4）

（4.6.2、5）

（5.2.1）(表5.2.1)

（5.3.4）(5.5.2、3）

（5.3.5）

（5.3.7）

（5.4.10）

（5.5.3）

（5.5.5）

○ 鉄筋の種類

（5.2.1）(表5.2.1)

（5.3.4）(5.5.2、3）

（5.3.5）

（5.3.7）

（5.4.10）

（5.5.3）

（5.5.5）

○ 鉄筋の継手

（5.3.4）(5.5.2、3）

（5.3.5）

（5.3.7）

（5.4.10）

（5.5.3）

（5.5.5）

○ 鉄筋のかぶり厚さ

（5.3.5）

（5.3.7）

（5.4.10）

（5.5.3）

（5.5.5）

○ 各部配筋

（5.3.7）

（5.4.10）

（5.5.3）

（5.5.5）

○ 圧接完了後の試験

（5.4.10）

（5.5.3）

（5.5.5）

○ 機械式継手

（5.5.3）

（5.5.5）

⑤

鉄筋工事

○ 鉄筋の種類

（5.2.1）(表5.2.1)

（5.3.4）(5.5.2、3）

（5.3.5）

（5.3.7）

（5.4.10）

（5.5.3）

（5.5.5）

○ 鉄筋の継手

（5.3.4）(5.5.2、3）

（5.3.5）

（5.3.7）

（5.4.10）

（5.5.3）

（5.5.5）

○ 鉄筋のかぶり厚さ

（5.3.5）

（5.3.7）

（5.4.10）

（5.5.3）

（5.5.5）

○ 各部配筋

（5.3.7）

（5.4.10）

（5.5.3）

（5.5.5）

○ 圧接完了後の試験

（5.4.10）

（5.5.3）

（5.5.5）

○ 機械式継手

（5.5.3）

（5.5.5）

宮崎県建築工事特記仕様書

宮崎県総務部営繕課

令和7年4月版

建築士事務所名

株式会社 ごとう計画・設計

一級建築士事務所

宮崎県知事登録

第H-1080

号

一級建築士登録

第

310283

号

工事名称

水産研究・教育センター（仮称）管理棟建設工事に伴う仮設管理棟賃貸借

図面名称

建築工事特記仕様書（その1）

検図

図面番号

D 01



